

J・J・ルソーにおける戦争と平和

吉田映子

戦争と平和の問題は、ルソーの政治、社会思想の最も基本的な点と密接なかわりをもっている。相対立し、矛盾しあう諸要素の微妙な緊張関係は、一般にルソーの思想の特徴をなしているが、同様のことが戦争と平和の問題についても考えられる。ルソーは、単純に戦争を否定し、平和を讚美することで満足する態の平和主義者ではない。戦争と平和は、ルソーにおいて、人間の善と悪、自然と社会、個と全体、自由と隷属、さらには現実と理想等、いくつもの要素との連関において、批判的、かつ原理的にとらえられている。

一 戦争の起源

「圧政と戦争こそ、人類のもっとも大きな災厄ではな

いか⁽¹⁾」。「エミール」に見られるこの言葉は、戦争に関して、ルソーの意のあるところをよく物語っている。圧政と戦争が、いつてみれば楯の両面なのであり、もとを辿れば一つの根元的な悪に連っている、という認識がルソーの出発点である。この点を十分考慮しなかったならば、いかに巧妙に組立てられた平和論といえどもルソーにとっては価値のないものとなる。それ自体としてはすぐれたものをもっている⁽²⁾と認めながらも、現在の体制をそのままに維持することを基本点として⁽³⁾いるサン・ピエールの平和計画に、ルソーが厳しい批判の矢を向けざるを得なかった理由はここにある。

君主が、見せかけの利益に動かされず、その真の利益を知り、それを目指すならば、これをより多く与える平

和の方を選ぶだろう、というサン・ピエールの確信に対して、ルソーは、見せかけの利益と思われるものが、結局は君主の眞の利益なのではないかと反論する。

ルソーによれば、国王や官僚たちの関心は、ただ二つの目的にかかわっており、それは「外に対してその支配を拡大し、内に対しては支配を更に絶対的なものにする⁽⁴⁾」ことである。外敵にそなえ、国内の平和を保つという名目のもとに維持される軍隊は、耕作者を土地から引抜き、生産力を低下させる一方、租税の増大、物価の高騰をもたらし、これに対する人民の不満を抑えるために更に軍隊が増強される⁽⁵⁾。結局、常備軍などというものは、隣邦の攻撃とともに市民の奴隷化を目的とするものである⁽⁶⁾。故に、戦争の告発は、同時に圧政の告発でなければならぬ。ところで、戦争と圧政を生みだすものは一体何であろうか。この疑問に対して、ルソーは全く独自の解答を与えているが、その根拠は、彼の自然状態と社会状態に関する理論の中に見出される。

人間の本性の中に、暴力を伴った競争、不信、名誉欲といった形で闘争の原因が存在する、というホッブズの説、逆に人間はもともと同胞への配慮、善行の意志を

内容とする社交性をもち、互いに援助と奉仕を行なってその無力を補い、他の人間と平和的に暮すものだというグロチウス、プーフENDORF、及びその影響を受けたフィロゾフたちの説を、ルソーは、「ホッブズや哲学者たちの誤りは、自然人を彼らが現在目の前に見ている人間たちと混同したことにある」と述べてこれを共に斥ける。一見両極端にあると思われるこの二つの説が、ルソーにおいては、同じ一つの悪に結びつけられ、批判される。

「人は本来平和で臆病なものである。ごく僅かな危険にも、彼が先ずとる行動は逃げることだ。」これは、ホッブズのいうような、人間本性に対する反論である。しかし、自然人は、文明人のように、他人の助力を是非とも必要とするほど柔弱ではない。「われわれの無力の感覚は、本性から来るのではなく、食欲から来るのであって、情念がわれわれを不和にするにつれて、欲求がわれわれを近づけるのだ。そして、同胞がいなくてはすまされないうようになればなるほど、それだけ、われわれは同胞の敵となるのだ。」⁽¹²⁾ 自然人においては、自己保存が第一に考えられるものの、その欲望は少なく、かつきわめて容

易にみだされる。その上、自己保存とならんで本来あるとされる憐憫の情は、自然人をして他の人間が滅び苦しむのを嫌い、自己の幸福に対する熱意をやらわらげ。それ故、ルソーにとって、自然状態は、「もつとも平和に適し、人類にもつとも都合な状態⁽¹³⁾」とさえ考えられているのである。

「各人のすべてに対する自然的な戦争などという馬鹿げたシステムを、何びとか身震いせず想像できたであろう。仲間のすべてを殺すことに、その利益が結びついていと信ずるとは、何と奇怪な生物だろう。こんなにも怪物的で、厭わしい種属がわずか二世紀でも存続しうるなどと、どうして考えることができよう。」⁽¹⁴⁾戦争は、決して人間本来の性質にもとづくものではない、これがルソーの大前提であり、この立場は一貫して守られている。ところが、自然状態の人間が潜在的にもつていた完成能力(perfectibilité)⁽¹⁵⁾に偶然的な事柄が働きかけ、長い年月を経て、人は、他の人間と継続的な関係をもつようになる。人間におけるもろもろの悪は、詮じつめればこのことに起因するのだが、原初的な社会では、人々はまだ幸福である。「野蛮人の愚昧と文明人の忌わしい知識

とから等しい距離におかれており、また同様に本能と理性とによって、自分を脅かす害悪を免れるだけにとどまって、生得の憐憫のために、何びとに対しても自ら害を加えることを抑止され、人から害を加えられた後でも決してそういうことはしようとしな⁽¹⁶⁾い。」かくして人は、「自由に、健康に、善良に、幸福に生き、そして互いに交通の楽しさを享受しつづけた⁽¹⁷⁾」のである。この人類の青年期ともいえる状態をルソーは、最も幸福な最も持続的な時代であったとし、「これについて考えれば考えるほど、この状態が最も革命を招きにくく、人間にとって最上のものであったことがわかる。」⁽¹⁸⁾と述べている。

だが、こうした状態の中にも、すでに悪へむかう要因は含まれていた。人々は、気づかずに、自らに軛を課したのである。⁽¹⁹⁾他人との交渉は比較を行なわせ、自己愛(amour propre)を発達させる、安楽は習慣となるにつれて欲望と化していく。「一人が他人の援助を必要とした瞬間から、ただ一人で二人分の貯えをもつことが有効であると気づかれてから、平等は消え失せ、私有がはじまり、労働が必要となり……やがてそこに奴隷制と貧困とが収穫とともに発芽し、成長するのが見られるように

なった。⁽²⁰⁾

そして、事態は加速度的に悪化する。人は以前の自由と独立を失い、不平等に基礎をおいた、歪んだ形において、互いの従属関係をますます緊密にしていく。富と力をもって、同胞を支配するものも、他人の労役なくしてはやっていけないという意味で真の自由をもたない。⁽²¹⁾

「支配と服従、暴力と強奪が誕生し」、「新しく生まれた社会は、もっとも恐ろしい戦争状態に席を譲った。⁽²²⁾」この、いわば第二段階の社会状態は、まさにホップズの描いた戦争状態である。このような状態をもたらしたものは、私有財産と不平等、そして、自然のものであった自愛(amour de soi-même)を斥けてできた、他人との比較において自らが優位にありたいという感情である自己愛(amour propre)である。この自己愛も決して人間本来のものでなく、社会の中で生まれた、人為的、相対的なものである。従って、ルソーが戦争の起源を、人間の本性にはなく、社会の中に、より正確にいうならば不平等と利己心が支配する社会の中にみていることは明らかである。

この全般的な戦争状態から逃れるために、人は集まっ

て法を制定し、国家をつくることになるのだが、ルソーにとっては、これまた富と力をもったものからする欺瞞にすぎないものだった。これによって表面上は平和が回復したようにみえるが、その実は、「弱者に新たな軛を、富者に新たな力を与え、天賦の自由をすっかり破壊してしまい、私有および不平等の法を永久に固定し、狡猾な強奪を取消すことのできない権利としてしまった⁽²³⁾」のである。このような平和は、ルソーにいわせれば、食人鬼の洞窟で食べられる順番を待っているものたちの平和、奴隷の平和にすぎない。⁽²⁴⁾私有と不平等は以前にもまして、しっかりと社会に根をはることになる。

こうした社会に対抗するには、その一員となるか、同じような社会をつくるかすることを余儀なくされる。こうして、社会は「急速に増加しつつ、あるいは拡大しつつ、やがて地球の全表面を覆った。⁽²⁵⁾」これらの国家相互の関係を規制するものは何もなく、そこには先の第二の社会状態と同じような戦争状態がある。⁽²⁶⁾ただ、その規模も性質も個々人の間の闘争とは非常に異なっている。それは一層忌むわしいものである。

「われわれが個別的な戦争を防止したのは、更に幾層

倍もおそろしい全般的な戦争に点火するためにすぎず、一部の人々と結ぶことによって、われわれは実は人類の敵となったのだ。⁽²⁹⁾ 仲間を殺すことが徳目に数えられ、人々は、そのわけも知らずに虐殺しあうようになる。⁽³⁰⁾ サニービエールが考えたように、各国家を成員とする政治体を設立し、法によって争いを規制するのが、ここから逃れる最良の道なのだろうか。ルソーによれば、もともと誤った基礎の上にたてられた、現在の国家にならって国際的な組織をつくったところで、結局は同じ誤ちを繰返すにすぎないのである。「まず地面を掃き清めて、一切の古い建築材料を遠ざけねばならなかったはずなのに、人は間断なく繕いばかりしてきたのだ⁽³¹⁾」ルソーの考える人々の間の平和、幸福は、単なる繕いからは決して生まれまいだろう。とすると人間は、あの幸福だった自然状態に戻るべきなのだろうか、ルソーはそれはもう不可能であると断言する。⁽³²⁾ 前に進む以外に道はないのだ。戦争というものの背後にある諸々の悪、ことに不平等と物心両面の隷属から人を救出すること、これがルソーの政治著作の基本的なテーマである。

二 個の救出

各人は本来自由で、善良で、平和な人間として生まれる。しかしその瞬間から、これに反して働く社会の影響の下に曝されることになる。その中で自己に固有のものを守り、育てていくことによって社会の悪を逃れ、真の自己を回復しうる。その方法を探究しようという試みが「エミール」である。それは自然に戻ることはない。自然人は殊更自然を求めたりはしないのに対し、それは、積極的、意識的に、反対の要素を排除しつつ追求される新しい自然、未来に投射された自然である。自然人では問題になるはずのない政治社会、国家との関係を考えないわけにはいかないのは、そうした理由からである。エミールのように、そこからできるだけ離れて生きることが可能ならば問題はないが、実際の人間は、否応なしにそれにまきこまれて苦しんでいる。これらの人々を全体として救出するのを可能にする理論を見出すことが「社会契約論」の課題であった。

「各人がすべての人々と結びつきながら、しかも自身自身にしか服従せず、以前のように自由である⁽³³⁾」ような

結合の形、常に共通の善をめざすものとしての一般意志 (volonté générale) にもとづいてなされる完全に平等な社会契約からそれは生まれる。真の、根本的な解決はおそらくそこにはない。その実現については、後にみるように、ルソーはかなり悲観的である。しかし、企てを全く放棄しているわけではない。個人としての人間を、支配者、あるいは国家の暴力から救おうという意図は、例えば、社会悪が最も極端な形であらわれた戦争というもの、個々人との関係についてのルソーの考察の中に見出されるのである。以下これについて、少し詳しく述べてみよう。

戦争の起源が人の本性の中にはなく、社会の中にあると、ルソーが考えていたことは、前に述べた通りである。しかし、個々の人間の内には、真に戦争といえるものは殆んど存在しないであろう。ルソー自身戦争状態と呼んだ、あの自然的社会の最終段階においても尚、個人間の争いは、偶発的、一時的なものであり、また、その間で争われるのは、名誉など精神的なものを含めた物一般なので、決して、人間の生命それ自体なのではないということをもルソーは強調している。

「二人の人間が争うとしよう。するとその間には、戦争が始まる。しかし、何故彼らは闘うのか。互いに食い合うためだろうか？ 野獣においてさえ、そんなことは、ただ異なる種の間には起こらないことだ。人間の間だろうと、狼の間だろうと、争いの目的は、常に相手の生命とは全く違うものだ。二人の内の一方が争いで死ぬことはたしかにありうる。しかし、その際、彼の死は勝利への手段であって、その目的ではない。というのは、敗者が讓歩するや否や、勝者は争いの対象を手に入れ、争闘は終り、戦争も終る。」⁽³⁴⁾

政治社会の成立後は、個人間の私戦は法により禁止され、成員は、自己の生命にしろ、他の生命にしろ、勝手に処分することは許されないことになる。戦争は君主の個人的な問題なのではないかといった疑問に対して、ルソーは、君主自身が危険にさらされることなどありはしないではないか、と云ってこれを斥け、君主の恣意的な権力から個人を守り、君主の立場それ自体を揺がしうるような、巧妙な議論を立てている。即ち、もし、君主が国の法の下にあるのなら、君主が勝手に戦いをするとは、他の成員と同様、法によって禁じられるはずであ

り、逆に、もし君主が国の法の上にあるのだとしたら、いかなる行為に關しても、臣民その他の誰をもあてにすることはできないはずだ、というのである。³⁵⁾これによつて、その支配が正当な權威にもとづいていない君主の下で闘う義務は解除されるはずである。

戦争をする主体はあくまでも国家であり、戦争において真の敵となるのは個々の人間ではなく、敵の国家そのものである。そこからして、戦争の目的は、敵の国家の撃破、より正確にいうならば、敵国における公的な協約 (convention publique) と、そこから結果するすべてのことに対する攻撃である。何故なら、国家の本質はそこにしかないからだ。³⁶⁾そこに至る過程で、人の生命が奪われたり、所有が侵害されたとしても、それは、決して戦争の本質ではなく、単なる手段にすぎない。極端な場合には、「国家の構成員を一人も殺さずに国家を殺すことができる。」³⁷⁾とされる。「戦争はその目的を達するために必要でないいかなる権利をも与えるものでない」³⁸⁾という言葉とも連関して、これは、無益な殺戮を否定し個を救おうというルソーの意図にもとづくものである。そして実際に、この原則から、ルソーは戦争法の基礎をなすべ

きいくつかの帰結を引出しているのであるが、それに就いて述べる前に、戦争の本質ということに關連して、戦争が国家にとって免れえないものなのかどうか、また、それは何故かということについてルソーの説明するところをみてみよう。

まず、個人を戦争から遠ざけていたいくつかの要因が国家においては欠けているか、不足している、ということが考えられる。第一に本来人工的な構築物である国家には、憐憫の感情が欠如している。「本来の憐憫は、人と人との關係において、もっていたほとんど一切の力を、社会と社会の關係においては失ってしまひ、³⁹⁾そのため、国家においては、自己保存の欲求は、殆ど常に、他国の犠牲において自らを拡大しようとする傾向がある。それは何故かという、国家には個人よりも独立を保ちにくく、一見逆説的な事情があるからである。しかし、国家がその生命を保っているのは、その構成員の各々からであり、彼らは当然のことながら、自己自身への配慮を怠るわけにはいかないのだから、例えば肉体の各部分全体と有機的な關係で結びついているように、国家に結びつくことはできない。「政治体の集合において、公

けの力が個別的な力の総和よりもどんなに劣るものか、
 調べてみれば、機械の全体の動きにおいて、なんと多くの
 摩擦があることか。⁽⁴⁰⁾ どんな絶対国家でも、一個人の
 独立性にくらべたら、その紐帯は弱く、その基礎は常に
 動揺している。それ故、すべての比を考慮した上で尚、
 最強の国家といえども、自己保存のための力という点で
 は、最も虚弱な人間にも劣っている、⁽⁴¹⁾ というのが、ルソ
 ーの考えである。

更に、人は自然によって定められた力、越えることので
 きない限界をもっている。その生命においても、身体
 の能力、快楽を享受する能力においても、限られたもの
 でしかない。これに反して、国家は人工的なものだから、
 定まった限界は何もなく、固有の大きさも無限であり、
 絶えずそれを増大させることができる。しかし、その大
 きさの基準は、あくまでも相対的なものでしかない。自
 分よりも大きなものがある限り、その国は小さいのだし、
 強いものがある限り弱いのである。そこで絶えず自己と他
 を比較していなければならず、その意味では決定的に他
 に依存、従属しているのである。こうして、内外両面にお
 ける依存の状態が、国家を駆って、その自己保存のた

めに、「情念の激しさで運動の弱さを、意志でその力の
 衰えを」⁽⁴²⁾ 補うようにさせるので、国家は隣人の犠牲にお
 いて、無制限に自己を拡張し、たえず、より確固たる組
 織をこしらえてくれる新らしい成員を外に求めて争いあ
 うのである。不平等でさえも、人間の場合は、まだしも
 自然の手によって定められた限界をもっているが、社会
 の不平等はたえず増大し、ついには、一つが他のすべて
 を吸収してしまうようになる、⁽⁴³⁾ とルソーはいうのである。

最後に、人間対人間では、各人は前述のように法の
 下におかれているが、国民対国民では自然状態の無法をそ
 のまま残しているということが、事態を一層悪くしてい
 る。ルソーはこれを混合状態 (condition mixte) とよび、
 この危険な矛盾のもとで、人民は、どちらのシステムの
 利点ももたず、両方の不都合な面の犠牲となっていると
 述べている。⁽⁴⁴⁾

以上にあげたような理由から、戦争は国家にとって、
 殆ど必然的、不可避的なものであることが証明される。
 国家間においては、まさに、ホッブズのいう、自然状態
 Ⅱ 戦争状態という定式が成立つのである。⁽⁴⁵⁾ しかし、それ
 を事実として認めたとしても、これを肯定することはも

とより、やむをえないものとして放置してしまうことはルソーの意図ではなかった。戦争の性質の定義から、ルソーが引出す帰結は、戦争法として体系化されるにはいたっていないにもかかわらず、戦争の悪が個人に及ぶことを可能な限り阻むと同時に、専制を支える土台の一つたる奴隷権への攻撃を内容としている点で、ルソー独自の立場が明確にあらわれており、興味深い。

戦争において真の敵となるのは、個々の人間ではなく、敵の国家なのであるからして、非戦闘員はもとより、国家の代表者として武器をとり、一時的、偶然的に敵となった兵士たちについてすら、「武器をすてて、降伏するや否や、敵または敵の道具であることをやめ、ふたたび単なる人間にかえったのであるから、もはやその生命を奪う権利はない。」⁽⁴⁸⁾とされる。従って、捕虜を殺傷すること、虐待すること、奴隷にすることは、正当ではない。捕虜を自軍に編入することもまた禁じられる。「祖国に對して自由になした誓いと、敵がその弱さにつけこんでむりにもぎとったばかりの誓いの、一体どちらを彼は果たすべきなのだろうか。」⁽⁴⁷⁾

戦争の目的は社会契約の破壊にある。国の敗戦によっ

て社会契約が失われたら、その瞬間に、各人はそれまでのように二重の存在——即ち、市民としての存在、人間としての存在——⁽⁴⁸⁾であることをやめる。一切はもとの個人にもどり、その生命と自由は、何ものによっても侵されないものとなるべきである。それ故、敗戦国に対する、住民の殺傷、財産の略奪を正当化するものは何もない、ということになる。敗戦国の弱体化を目的としてとられるあらゆる手段は、敗者が自ら守る権利をもたないだけに、それだけ一層残酷な戦争が継続していることを示すものである。⁽⁴⁹⁾そして、「もし、戦争が勝った者に、敗けた国民を虐殺する権利を決して与えるものでないとすれば、勝った者がもってもいないこの権利が、負けた国民を奴隷にする権利の基礎となるわけではない。」⁽⁵⁰⁾と述べてルソーは、奴隷権を正当化する哲学者たち、特にグロチウスを激しく攻撃する。

戦争奴隷に関して、一步でも譲るならば、その延長において、人民が専制君主の奴隷になりうるものだということを承認させられてしまう。何故ならグロチウスによれば、勝者が敗者の生命を奪うかわりに、これを奴隷にすることは互いの間の正当な約束なのである。⁽⁵¹⁾そして、

各人はその欲するところの何人に対しても私的奴隷となることが許されているという前提のもとに、次のような議論が行なわれている。「それならば自己の権利を有する人民が、自己を支配する権利を、いささかの部分の保留もなしに、一人または数人の人に譲渡するというやり方で彼らに服従することがどうして許されないであろうか⁽⁵²⁾」奴隷権、即ち他人の身体・生命を自由にする権利によって、君主が人民に服従を強制することの権威づけ、専制政治の正当化が行なわれるのである。ルソーは、これに対し、「自分の自由の放棄、それは人間たる資格、人類の権利ならびに義務をさえ、放棄することである……こうした放棄は人間の本性とあいられない。……要するに、約束する時、一方に絶対の権威を与え、他方に無制限の服従を強いるのは、空虚な、矛盾した約束だ。」と反駁する。勝者が敗者を奴隷にするということは、事実としてはありえても、「最も強いものの法以外には何の基礎ももたない⁽⁵⁴⁾」ものであって、決して正当な権利にもとづくものではない。戦争による奴隷や征服された人民が服従するのは、強制されている限りにおいてのみのことである。戦争の権利を行使しているかぎり、いかな

る平和条約も想定されない。彼らの間には、以前と同じように戦争状態が続いており、その関係自体が結果なのである⁽⁵⁵⁾。それ故、彼らはできるときはいつでも、それを逃がれることができるのだ。グロチウスの議論を逆手にとって、戦争奴隷の反抗権を認め、これによって、人民が、その奴隷状態から自己を回復する権利を正当化しようというのが、ルソーの立場であると思われる。

「結局、征服的な君主は、少なくともその敵に対してと同じ位、その臣民に対して戦争をしており、戦勝国の人民の状態は戦敗国の人民のそれよりも良いものでないことは、誰にも十分よくわかることである⁽⁵⁶⁾」戦争と圧政の結びつきを誰よりも明確に意識したことにより、ルソーは根源的なところで、戦争の非人間性を問題にし、「人が行なってきたこととなく、行なうべきことを探究し⁽⁵⁷⁾」つつ、個人の立場から、戦争をチェックする道を拓いた。行なうべきこととはこの場合、個人の尊厳を重んじることであり、その生命と自由を守ることであった。

三 平和の可能性

既に述べたように、ルソーにおいて現在の国家は殆ど

存在すると同時に抗争を運命づけられているものだった。とすると、平和の希望を国家に託すことは不可能なのだろうか。個人の場合には、その、本来の善性に希望をかけることができた。しかし、国家にはそれができない。だが、ルソーが一切の政治的結合、一切の社会を有害なものとし、そうしたものを除去することだけを願ったのだと考えると、彼の行なった努力を説明することはできないだろう。

「私は互いに結合し、愛しあう人間を見ようとする。

温和で平和な同胞の社会、永遠の和合の中に生き、すべてが同じ格率によって導かれ、すべてが共通の福利にその幸福を見出すような社会を考えようとする。」⁽⁶⁸⁾ このような理想はいかにして達成されるのだろうか。一切の圧政と不平等をなくし、その中で個人が真に生きようとする、一つの健全な社会を新たに設立することが、その最も重要なステップである。そのようにしてできた社会は、ルソーにとって、もはや悪ではなく、必要悪ですらなく、より高い次元での自由、平等がそこで保証される、そういった積極的な価値を有するものとされる。自己をもとの状態から永久に引きはなし、愚かで劣等な動物から、

知性あるもの、つまり人間たらしめたこの幸福な瞬間を、人は絶えず祝福するであろう、とルソーは云うのである。内なる戦争状態である圧政は、そこではもはや見られないであろう。しかし、他の国との関係において、戦争を避けられるかどうか。ルソー自ら語っているように、「ある統治を完全にする諸方策について、それほど長いこと考えるまでもなく、政体からくるものよりも、むしろ対外的な関係から生じてくる妨げ、障害を認めないわけにはいかない」⁽⁶⁹⁾のである。

すべての国を、根底においては同じものとしてとらえ、それに拠って統一を考えるサン・ピエールに対し、ルソーは、はっきりと二つの相対する集団をみる。悪である現実の大国と、善である理想の小国である。そして、常に後者の立場に身をおくルソーにとって、国際関係を考えることは、それらの国が、いかにして大国に抗して自らの独立性を保ちうるか、それを探究することであった。ルソーのナショナリズムは、この意味で、民族の歴史的基盤の重視ということ以上に、専制と不平等の支配する大国には、必然的であるとされる拡大政策を阻むことを目的とし、その過程において、大国主義と結びついた、

独善的な世界主義を斥けるといった性格をもつものと解されるのである。

さて、そうした理想の社会を設立する可能性があるのは、ルソーによれば、起源、利害、約束などによって、互いに結ばれてはいるが、まだ法の軌をつけてはおらず、構成員はすべて互いに知りあってはいるが、他の社会との関係はもたない⁽⁶¹⁾といった、原初的な性格を残している人々、ちやうど、人間社会の第一段階にあるような人々である。その理由は、「立法という仕事を困難にするのは、築かねばならぬものよりむしろ破壊せねばならぬもの⁽⁶²⁾」だからだ。従って、事実上は、小国をも含めて、ヨーロッパの殆どの国は、この条件に適合しなくなってしまう。こうした困難については、すぐ後で触れる。さしあたって、そのような国が、存立する可能性を、対外関係の面から考えてみよう。

それらの国が、大国のように征服戦争を行ない、他の国に対して恣意的・専制的な力をふるうことはありえない。そこでは、征服戦争の必要性が国内の体制そのものと結びついておらず、逆に、「自由であることを望むものは誰でも、征服者になろうと望んではならない。」⁽⁶³⁾と

いわれるように、征服は自らの自由の否定につながるからである。「市民の関心は正しく平和に統治されることにある。国家の榮譽や力には関心をもたない。」⁽⁶⁴⁾この確信にたった上で、ルソーは二つの道を考える。

その一つは徹底した孤立政策である。ヨーロッパにおいて立法可能な唯一の国であるとしたコルシカに対して、ルソーが勧めるのは、外国への依存を一切断ち切って、「あたかもそれらの国が存在していないかの如く、それを考慮しないこと」⁽⁶⁵⁾である。

コルシカは、農業によって自給自足をはかり、対外貿易を停止し、貨幣すら廃すべきである、とルソーは云う。⁽⁶⁶⁾弱者を強者に結びつけ、決して強者を弱者に結びつけるものではない外交などは、列強にまかせておけばよい。ついでに云うならば、ルソーは、当時の外交一般に対して不信感をもち、形成されつつあった国際法についても目的はともかく、その有効性には疑問をもっていた。

コルシカの国民は、そのようにして、「有名ではないが幸福であるだろう。人の口にのぼることも、外国から重んじられることもないだろうが、しかし、国民は、豊かさや平和と自由を自らの内にもつてある。」⁽⁶⁷⁾という

ことになる。

しかしながら、仮に自らは他に依存せず済んだとしても、様々な理由から、他の国の狙うところとなったらどうだろうか。その際には彼らは敢然と戦うであろう。

彼らは、死を賭しても守るべきものをもっている故に、共和国の戦争は、君主国の戦争よりも残酷でさえあるだろう。⁽⁶⁸⁾まさにこの目的のために、祖国への愛が日々喚起されねばならない。好戦的な列強に囲まれており、ロシアよりも侵略の危険は多いと思われるポーランドに対して、ルソーが説くのは、この祖国愛である。

国際政治の現実の中では、しかし、これも空しい希望なのではなからうか。「最も破りえない自然の法は、最強のもの法である。これを免れさせうる立法も制度もない、あなたがたよりも強力な隣国の侵略から自らを守る方法を求めることは、幻を求めるのに等しい。⁽⁶⁹⁾」だから、現在において唯一の方法は、「力が到達できず、破壊できないものとして、ポーランド人の心の中に共和国をうちたてる」ことであるとルソーが云うとき、その言葉は、その後のポーランド人の運命と重なりあって、悲劇的な色彩を帯びる。結局、孤立主義も祖国愛も、専制

の暴力に打克つことはできないだろう。

そこでもう一つの可能性が考えられる。それは小国が連合して大国にあたることである。「社会契約論」において、ルソーは、「しかし、もし国があまりに小さいと征服されはしないだろうか。そうではない。大国の対外的な力と小国の楽な統治と良い秩序とを結びつけることが、いかにすれば可能であるか、後に示そう。」⁽⁷¹⁾と云い、そして更にこの部分の註で、「これは、本書の続篇において、対外関係を論じて連邦制度に及ぶ際、扱おうと考えていたことである。これは全く新しい問題で、その諸原則はこれから確立していかなばならない。」⁽⁷²⁾と述べている。これにあたるルソーの著作は現在残されておらず、⁽⁷³⁾断定的なことは何もいえない。しかし、前述の孤立主義乃至は排外主義だけが、ルソーの考える手段でなかったことは確かである。

ルソーは、すべての国を一挙に統一するといった安易な世界主義を批判し、人類社会に対して、まず個別社会を優先させたいけれども、個別社会がすべてであるとは決して云っていない。理想の共和国が条件として与えられたならば、次にはそこから同じようにして、各構成国の

権利と自由を守るための、より大なる共和国が形成されるのを妨げる理由はない。「社会契約が、政治体に、その全構成員に対する絶対的な力を与える⁽⁷⁶⁾」ものとしても、それは「この団体が、社会契約に反しないようなことについてでも、他のものと約束することができないということ(76)を少しも意味しない。というのは、外の国に対しては、この団体は単なる一存在、一個人となるのだから。」とルソーは述べている。これにより、各国が一つの公的人格として、相互の間に社会契約を結びうる可能性は、理論的に与えられていると考えて良いのではないだろうか。

しかしながら、小国の連合が、一方に絶対の悪を想定しての防衛同盟にとどまる限り、また、ヨーロッパの殆どの国が、ルソーの構想から外されていると考える限り、全般的な平和どころか、戦争状態を緩和することさえ望みえないのではないだろうか。平和へのルソーの志向は、ここで暗礁に乗りあげてしまうのだろうか。否、平和の可能性はまだ求められている。サン・ピエールのヨーロッパ共和国の構想を論評しつつ、その可能性について検討する時、ルソーが、一般に考えられ、またこれまでそ

れに重点をおいて述べてきたような、大国と小国の対立を一応離れて、ヨーロッパの諸国を全体として問題にするといった、柔軟な態度をとっていることは、その意味で注目に価する。

ヨーロッパの諸国民の間には、ローマ帝国という政治的紐帯、ローマ法の紐帯、キリスト教という宗教的紐帯、この三つの共通の要素によって、世界の他の地域よりも緊密な社会的結合が存在している、とルソーは指摘する。君主間には継続的な利害の混合、住民間には頻繁な交流、そして、学問と知識の共同体がある。小国が数多くあることからくる気質や風土の多様性、また容易な交通などが、互いの依存関係を緊密かつ複雑にしている⁽⁷⁷⁾。

しかし逆に、「結合が密であればあるだけその不和は恐ろしい⁽⁷⁸⁾。」互いの結合と不和、この「奇妙な矛盾」にヨーロッパの諸国民は苦しめられている。これは、前述の「混合状態」ということにも関連している。要するに、「法もなく首長もないすべての社会、偶然に形成され、維持されるあらゆる結合は、それを交える最初の状況とともに、必然的に争いと不一致に陥らざるをえない⁽⁷⁹⁾」のである。

そして、現在の暴力的な状態が、自然に良くなることは望めないで、「悪そのものから、これを癒すべき薬を抽出する努力⁽⁸⁰⁾」をしなければならぬ。即ち、「偶然のはじめたこの偉大な仕事は、理性によって完成されるか、ヨーロッパのすべての国を結ぶ自由で自発的な社会が、真の政治体の力と堅固さをそなえ、一つの現実の連合に変わりうるか⁽⁸¹⁾」、という問題に視点をあてるべきことが示唆されるのである。

何らかの方策があるとすれば、それは、連邦政府の形式によるものであろう、とルソーは述べる。「それは、個人を結合させている紐帯と同じような紐帯で諸国民を結合させ、互いを法の權威の下におくものである⁽⁸²⁾。」国家連合は、大国と小国の利点を同時に含み、外からはその力を恐れられ、法が活力をもち、臣民と首長と外国人を等しく包含するにふさわしい唯一のものであるとさえルソーは云っている。

ヨーロッパ社会にある古い結合の名残りが、現在は都合なものとなっているが、同時にこの社会を完全なものにしやすくしている。それ故、その成員は、現在自分を不幸にしているものから幸福を引出し、その間に支配

的である戦争状態を、永遠の平和 (paix éternelle) に変えることができるというのが、ルソーのこの問題についての解答である。

こうして提示された、国際組織による平和が、ルソーの思想において、どのような意味をもちうるか、それについて更に検討を進めるためには、一方で、法、正義、自由、一般意志と個別意志といった、ルソーの基本概念を明確にすること、他方では、その後の世界で大きな発展をみたナシヨナリズムや自由主義との連関においてこれを考察することが必要と思われる。これらについては、別の機会に考えてみたいと思っている。

最後に指摘しておきたいのは、仮に、全般的平和は殆ど望めないものであるとしても、また国家連合が部分的なものではありえなくても、そこには少数の健全な分子が生きる可能性、そのこと自体によって、大きな悪をチェックしうる可能性が開かれている、ということである。ルソーによって、平和は解放と結びついて、積極的な内容を附与された。支配と服従の関係から自由になった人間がつくる社会、決して他に従属することなく、自己の主体性を確立しうる国のみが、真の平和の担い手で

なければならぬ。最終的には個人にしかありえない、人間的な力や生命を、いかに個別的な社会に結集し、それを媒介として人類社会へ接続させていくか、いかにしてこれら各々のファクターの間に、暴力的、破壊的な關係をなくし、秩序と調和をもたらさうるか、これが平和思想の究極的な課題なのであって、このいずれかを無視したり、犠牲にしたりして得られるものは、見かけはどうあろうとも、実り少ないものであるだろう。ルソーは、まず圧政からの個人の解放、そして国家については、その独自の発見と自立を強調したが、それはインターナショナルリズムと決して矛盾するものではなく、かえってこれに確固たる基礎を与えたのだと考えることができるのである。

- (1) Emile V, *Œuvres complètes de J.-J. Rousseau*, Paris (Rambouillet), 1801, t. 7, p. 387.
- (2) *Extrait du projet de paix perpétuelle*, Rousseau; *Œuvres complètes*, Bibliothèque de la Pléiade, Paris (Gallimard), 1959, t. III, p. 563. (以下本全集版に同じはローシ数のみを示す)
- (3) 彼は、同盟設立のための基本条約第一条にこの趣旨を織りこんでいる。(Abbrégé du projet de paix perpétuelle)

lie, Rotterdam, 1729, p. 23.) この「これは必ずしも現在の体制の是認と結びつくものではない」。

- (4) *Jugement sur le projet de paix perpétuelle*, p. 592.
- (5) *Economie politique*, p. 269.
- (6) *Gouvernement de Pologne*, p. 1014. 及び *Discours sur l'inégalité*, p. 190.
- (7) Hobbes, *Leviathan, or the Matter, Forme & Power of a Common-Wealth Ecclesiastical and Civil*, London, 1651, pp. 61—62.
- (8) Grotius, *Droit de la guerre et de la paix*, traduit par Pradier-Fodéré, Paris, 1867, t. I, p. 169.
- (9) Pufendorf, *Droit de la nature et des gens*, traduit par Barbeyrac, Amsterdam, 1734, t. I, pp. 169 & 230.
- (10) *Etat de Guerre*, p. 611. 及び *Discours sur l'inégalité*, p. 139. 「それゆゑ、われわれが目の前に見ゆる人間と未開人を混同しなすべしと氣をいぢまへ。」
- (11) *Etat de Guerre*, p. 601. *Discours sur l'inégalité*, p. 136. 及び *同書* の *附録* を参照。
- (12) *Contrat social* (1^{er} version), p. 282. 及び *Fragments politique II*, *De l'état de nature*, p. 479.
- (13) *Discours sur l'inégalité*, p. 153.
- (14) *Etat de guerre*, p. 611.
- (15) *Discours sur l'inégalité*, p. 142.

- (16) *Ibid.*, p. 170.
(17) *Ibid.*, p. 171.
(18) *Ibid.*
(19) *Ibid.*, p. 168.
(20) *Ibid.*, p. 171.
(21) *Ibid.*, pp. 174—5.
(22) *Ibid.*, p. 175.
(23) Discours sur l'inégalité, p. 176.
(24) *Ibid.*, p. 219.
(25) *Ibid.*, p. 178.
(26) Etat de guerre, p. 609, Contrat social, pp. 355—6, 及び Discours sur l'inégalité, p. 181.
(27) Discours sur l'inégalité, p. 178.
(28) ルソーは、社会契約のなる状態とらざる意味では、この自然状態と等しくする。(Extrait du projet de paix perpétuelle, p. 564) 自然状態のこの種の意味に「ルソー」Derathé, R., J.-J. Rousseau et la science politique de son temps, Paris, 1950, p. 125, sq.
(29) Extrait du projet de paix perpétuelle, p. 564.
(30) Discours sur l'inégalité, pp. 178—9.
(31) *Ibid.*, p. 180.
(32) *Ibid.*, p. 207. 及び Emile III, op. cit., t. 6, p. 304.
(33) Contrat social, p. 360.
(34) Fragments sur la guerre I, (Ms. Neuchâtel 7840) p. 613.
(35) Etat de guerre, p. 603.
(36) *Ibid.*, p. 608.
(37) Contrat social, p. 357, 及び Etat de guerre, p. 608 「社会契約が一撃で断ち切られるものとしたらその瞬間にもう戦争はならざらう。そして、このただの一撃で、一人の人も殺されることなく、国家は死ぬであらう。」
(38) Contrat social, p. 358.
(39) Discours sur l'inégalité, p. 178.
(40) Etat de guerre, p. 606.
(41) *Ibid.*
(42) *Ibid.*
(43) *Ibid.*, p. 605, 及び Contrat social, p. 388. 「すべての人民は、カネットの渦動のように、一種の遠心力をもち、それによって互いにお互いあり、隣国の人民を犠牲にして拡大しようとする傾向がある。」
(44) Etat de guerre, p. 610 及び Extrait du projet de paix perpétuelle, p. 564, Emile 及び Economie politique の同様の記述がみられる。
(45) この点について、ルソーは、ホッブズと一致する。ホッブズは、主権者は、そうすることによって、臣民の勤勞を維持してゐるのだから、個々の人々の自由に伴う悲惨はそこから生じてはならず、とらうことでは、一応、この状態を

- 註記ノ下ニ有° (Leviathan, *op. cit.*, p. 63.)
- (94) Contrat social, p. 357.
- (74) Fragments sur la guerre 4, (Ms. Neuchâtel 7840) p. 608.
- (84) Etat de guerre, p. 608.
- (94) *Ibid.*, p. 606.
- (95) Contrat social, p. 358.
- (15) Grotius, *op. cit.*, t. III, p. 174 sq.
- (25) *Ibid.*, t. I, pp. 206—7.
- (35) Contrat social, p. 356.
- (45) *Ibid.*, p. 358.
- (55) *Ibid.* #42 Fragments sur la guerre 4, (Ms. Neuchâtel 7840), p. 615. 下ニ有° 回觀ニ註記スル有°.
- (99) Jugement sur le projet de paix perpétuelle, p. 593.
- (55) Fragments sur la guerre 5, (Ms. Neuchâtel 7840, f° 71 r°) p. 616.
- (36) Extrait du projet de paix perpétuelle, p. 563.
- (65) Contrat social, p. 364.
- (93) Extrait du projet de paix perpétuelle, p. 564.
- (13) Contrat social, p. 390.
- (33) *Ibid.*, p. 391.
- (32) Gouvernement de Pologne, p. 1013. p. 1039 下ニ有° 回觀ニ註記スル有°.
- (33) Polysynodie de l'abbé de Saint-Pierre, p. 618, note.
- (93) Constitution pour la Corse, p. 904.
- (93) *Ibid.*, p. 903.
- (32) *Ibid.*, p. 947.
- (93) Emile I, *op. cit.*, p. 14, note (3).
- (93) Gouvernement de Pologne, p. 1013.
- (70) *Ibid.*, p. 959.
- (71) Contrat social, p. 431.
- (72) *Ibid.*
- (73) ハンノーの友人で弟子であると称するマントレーン伯の証言に於てハノーの生前「小國の連合計画を内容とする『三二二』の草稿を手渡され、後一七八九年にその出版を考へたが、君主國にとつて危険であるという友人の勸告に於ては『被棄した』と云ふ。Vaughan (ed.), Political Writings of Jean-Jacques Rousseau, Oxford, 1962 (reprint ed.), Vol. II, pp. 135—6.
- (74) Contrat social. (1^{er} version), p. 287. 「政治經濟論」では「個別社會は、皆これを包含する社會に從屬してゐるの『この社會には優先して従わねばならぬ』……人間の義務は市民のそれに優先する。』(Economie politique, p. 246.) と致す、世界主義の立場をとつてゐるが、後に力説が加はれる。但し『これは』一方の否定とはいへない。
- (75) Contrat social, p. 372.
- (76) *Ibid.*, pp. 362—3.
- (77) Extrait du projet de paix perpétuelle, p. 567.

(89) J.-J. ルソーにおける戦争と平和

- (78) *Ibid.*, p. 568.
- (79) *Ibid.*
- (80) *Contrat social* (1^{er} version), p. 288.
- (81) *Extrait du projet de paix perpétuelle*, p. 574.

- (82) *Ibid.*, p. 564.
- (83) *Ibid.*
- (84) *Ibid.*, p. 574.

(一橋大学講義)